

## 法改正事項と滋賀県の状況

## 1 計画段階配慮手続き（戦略的環境アセスメント（SEA））

<p>環境影響評価制度総合研究会報告書 (*1)</p>	<p>■戦略的環境アセスメントの制度化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戦略的環境アセスメント（SEA）の制度化については、生物多様性基本法の制定も念頭に置き、SEAの法制化について早急に取り組むべきという意見が見られた。</li> <li>○ 一方で、SEAは具体的な事業への適用が始められた段階であり、当面は、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づく実施事例の積み重ねが重要であるとの指摘が多く見られた。また、性急な法制化によりSEAが形骸化することを懸念する意見や、事業の構想段階においては、必ずしも環境面だけでなく、経済面、社会面等、様々な観点から判断していく必要があるとの意見もあった。</li> <li>○ この他に、生物多様性基本法の制定も踏まえると、将来的に戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの見直しを行っていくことは必要であるが、地方公共団体によるSEAの取組を阻害しないよう配慮が必要であるとの意見や、生物多様性に係る評価手法など、技術的な知見の集積が必要という意見があった。</li> </ul>
<p>改正法 (*2)</p>	<p>■ 事業の位置、規模等の選定段階における環境配慮事項を配慮書として提出させ、主務大臣および環境大臣が意見を述べる手続きを制度化。</p> <p>■ 配慮書段階での住民および関係自治体の意見の聴取については、努力義務とされた。</p> <p>■ 対象事業は、第一種事業とされた。ただし、従来通り、法対象事業は、国が実施主体、または許認可等を行うものが原則であり、民間事業であっても公共性の高いものとなる。</p> <p>なお、第二種事業については、任意で実施できることとされた。</p> <p>■ 具体的な手続については、中央環境審議会総合政策部会の答申において、「事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当」とされており、平成24年4月に環境大臣が公表した基本的事項をもとに、事業ごとに主務省令（平成24年秋頃公布）で規定される。</p>
<p>県の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県条例では計画段階の手続きは規定していない。 （近隣府県市では、堺市が計画段階配慮手続きの導入済み、兵庫県、京都市および神戸市が制度化に向けて検討中。）</li> <li>○ 県の実施する公共事業については、道路事業における「パブリック・インボルブメント」や河川事業における「川づくり会議」などにより、戦略的環境アセスメントの要素を含んだ手続きを実施している。</li> <li>○ 条例により横出した対象事業には、公共性の低い民間事業が含まれている。 （ゴルフ場、工場内に設置される発電施設、商業施設、競争馬の育成施設等）</li> </ul>

論 点	ア 配慮書手続きの必要性 イ 配慮書検討の実施時期 ウ 配慮書の調査、予測および評価の手法 エ 配慮書手続きを行う対象事業 オ 配慮書手続きの仕組み カ 配慮書手続きの結果の反映
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(\*1) 環境影響評価制度総合研究会報告書 (H21. 7. 30) 環境省

(\*2) 環境影響評価法の一部改正 (H23. 4. 27)

## 2 実施計画書段階での説明会の開催および要約書の作成

<p>環境影響評価制度総合研究会報告書</p>	<p><b>■方法書段階の説明の充実について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行法では説明会の開催は準備書段階のみの義務づけとなっていることに関して、方法書の分量が多く内容も専門的であることや、公共事業におけるP I等の取組の進展といった状況を踏まえ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの意見が多くみられた。</li> <li>○ 一方、住民が説明会で事業者の説明を求める内容は、調査方法ではなく、調査の結果であるため、調査前の方法書段階で説明会を行うことは、住民側が求める情報と事業者側で提供できる情報にミスマッチを起し、逆に相互不信を招く恐れがあるとの意見や、事業内容が明らかになっていない方法書段階で説明会を行うことには事業者に負担感があるとの意見等があった。</li> <li>○ また、構想段階で住民等とのコミュニケーションといった所要の取組を実施している事業にまで一律に方法書段階での説明会を求める必要はないことから、構想段階における取組と関連づけて検討すべきとの意見があった。</li> <li>○ 法施行後の状況の変化や方法書段階での説明会に係るこうした意見・指摘を踏まえ、方法書段階の説明の充実に向けた検討を行う必要がある。</li> </ul>
<p>改正法</p>	<p><b>■ 方法書段階での説明会の開催を義務付け</b>          (準備書については、従来から説明会開催を義務付け)</p> <p><b>■ 方法書について、要約書の作成を義務付け</b>          (準備書および評価書については、従来から要約書の作成を義務付け)</p>
<p>県の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例において、実施計画書が、法における方法書に相当する。</li> <li>○ 条例において、実施計画書の段階では説明会の開催は義務付けていない。          (準備書の段階では従来から説明会開催を義務づけ)</li> <li>○ 近年の条例アセス事例では、「内容がわからない」といった趣旨の住民意見が計画書の段階で提出されたことがある。</li> <li>○ 条例においては、実施計画書の段階で要約書の作成は義務付けていない。          (準備書および評価書の段階では従来から要約書の作成を義務付け)</li> <li>○ 近年の条例アセス事例では、計画書段階において、事業者により自主的に要約書が作成されたことがある。</li> <li>○ 近年の条例アセス事例の実施計画書および評価書のページ数は、以下の通りである。          計画書 (2件の平均) : 145 ページ          準備書 (2件の平均) : 本編 574 ページ、資料編 258 ページ</li> </ul>
<p>論点</p>	<p>ア 実施計画書段階での説明会の開催の適否</p> <p>イ 実施計画書段階での要約書の作成の適否</p>

### 3 アセス図書のインターネット等による公表（手続の電子化）

<p>環境影響評価制度総合研究会報告書</p>	<p><b>■環境影響評価手続の電子化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法施行後の状況の変化として行政手続の電子化が進展していることや、地方制度や諸外国においても電子媒体による環境影響評価図書の公開が進められつつあることを踏まえ、環境影響評価図書の電子媒体による縦覧をはじめ、環境影響評価手続の電子化について推進すべきという指摘が多く見られた。</li> <li>○ 現行法では、居住する地域に関係なく意見を提出できることを前提としている一方で、現地に行かなければ環境影響評価図書を閲覧することができないといった状況が存在することは問題であり、公開性を高める観点から電子公開の推進が必要であるという意見があった。</li> <li>○ 一方で、環境影響評価図書には安全保障上問題となる情報や企業機密に属する事項も含まれており、情報流出や不正流用を懸念する意見や、概要版を電子公開するといった段階的な対応も考えられるのではないかという意見もあった。</li> <li>○ また、電子メールでの意見集約については、コンピューターウイルスや迷惑メールの氾濫している現状や、インフラ整備上の問題から確実に事業者が届くとは限らない点を考慮する必要があるという意見があった。</li> <li>○ 法施行後の状況の変化を踏まえ、環境影響評価手続の電子化の推進について検討を行う必要がある。その際には、前述した懸念の指摘にあるような情報の安全管理や、電子メールによる意見の取扱といった点のルール整備について留意が必要と考えられる。</li> </ul>
<p>改正法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 方法書、準備書および評価書について、紙面による縦覧に加え、インターネットによる公表を義務付け</li> <li>■ 電子メールによる意見集約については盛り込まれなかった。</li> </ul>
<p>県の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例において、インターネット上へのアセス図書の掲示の義務化は導入していない。</li> <li>○ 近年の条例アセス事例では、事業者により自主的にアセス図書をインターネットにて縦覧される事例が多い。</li> <li>○ 条例アセス手続において縦覧、意見募集等を行う主体は、事業者であり、メールにより意見を受け付けるか否かは、事業者の判断による。</li> </ul>
<p>論点</p>	<p>アセス図書のインターネットによる公表の適否</p>

4 事後調査報告書等の公表等（環境影響評価結果の事業への反映）

<p>環境影響評価制度総合研究会報告書</p>	<p>■事後調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後調査については、環境影響評価の結果を共有することは環境影響評価の質の担保や今後の環境影響評価技術の発展に有効であるという指摘や、事前に実施した環境影響評価に関してその実際の結果を評価する視点は必要であって前向きに検討すべき課題であるという指摘など、事後調査の必要性をうかがわせる多くの意見があった。</li> <li>○ また、今後行われる環境影響評価に対して知見を活用し、環境影響評価の質を担保するためには事後調査の結果は公表すべきとの意見や、複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、事後調査について統一的な取扱いがなされないの、国の関与が必要との意見があった。</li> <li>○ 一方、事後調査は地域特性等を踏まえながら行うものであるため、一律に法で規定して実施する段階までいくべきではないとの意見や、一律に内容を決めることは手続の形骸化にもつながりかねないため、ある程度弾力的に対応できることが必要との意見等、事後調査の取扱いについては柔軟な対応を求める指摘が多く見られた。</li> </ul>
<p>改正法</p>	<p>■ 環境保全措置等の結果の報告・公表を義務付け。</p> <p>■ 報告書の内容については、許認可権者等が、環境大臣の意見を勘案して環境の保全の見地から意見を述べるができることとされた。 （住民および県の意見の機会は法に規定されていない。）</p>
<p>県の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例において、条例対象事業については、事後調査の実施を義務付け、報告書を公告・縦覧することとしている。 法対象事業については、事後調査を行った場合にのみ、報告書を公告・縦覧することとしている。</li> <li>○ 双方の手続において、事後調査の結果、追加の環境保全措置等が必要な場合には、事業者に対し、知事の実施を求めることができることとしている。</li> <li>○ 法改正により法アセスに係る事後調査手続が法に追加されたことにより、手続きの重複が発生する。</li> </ul>
<p>論点</p>	<p>法対象事業について、必要な場合に知事が追加の環境保全措置等を求めることができる手続きを、維持することの適否。</p>